

【 調査結果のポイント 】

- (1)週1回以上、3カ月にわたってアルバイトを行った経験を有する大学生等に、アルバイトに関する意識等調査を実施し、1000人から回答を得た。
- (2)対象者1000人が経験したアルバイトの業種等は、コンビニエンスストア(15.5%)、学習塾(個別指導)(14.5%)、スーパー・マーケット(11.4%)、居酒屋(11.3%)の順であった。
- (3)58.7%の学生が、労働条件通知書等を交付されていないと回答した。労働条件について、口頭でも具体的な説明を受けた記憶がない学生が19.1%であった。
- (4)学生1000人が経験したアルバイト延べ1961件のうち、48.2%(人ベースでは60.5%)が労働条件等で何らかのトラブルがあったと回答した。トラブルの中では、シフトに関するものが最も多かったが、中には、賃金の不払いがあった、労働時間が6時間を超えて休憩時間がなかったなどといった法律違反のおそれがあるものもあった。

行政の焦点

学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組の強化について

本誌平成28年2月号において厚生労働省発表『大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査結果等』を掲載しました。新年度が始まるこの時期は、各事業場において学生アルバイトを雇う時期でもあることから、この調査結果を基に改めて学生アルバイトの労働条件確保に向けた行政の取組みを紹介します。

各事業場におかれましても、学生アルバイトの労働条件確保をご留意ください。

厚生労働省は、学生アルバイトを巡る労働条件や学業への影響等の現状及び課題を把握し、適切な対策を講じるため、平成27年8月27日から同年9月7日までにかけて、大学生、大学院生、短大生、専門学校生に対し、アルバイトに関する意識

等調査を実施しました。
（新規）
調査結果のポイントは左記のとおりです。



厚生労働省は、学生アルバイトに関しては、アルバイトを始める前に労働条件の確認を促すことを目的とした「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーントを平成27年4月から同年9月に実施するなど、大学生等への周知活動を取り組んできました。今後は、本調査結果を踏まえ、学生アルバイトの労働条件の確保に向けて、次の取り組みを強化・実施する予定としています。

① 事業主団体への要請

○ 学生アルバイトが多い業界団体等への要請や意見交換（新規）
学生アルバイトが多い業界団体等に対し、学生アルバイトを活用する上での課題（労働基準関係法令違反のみならずシフトの設定等も）について、文書要請や意見交換を行う。

○ 事業主団体への要請
（1）事業主団体への要請

法令違反のみならず、無理なシフトの設定等学業を踏まえ、労働基準関係法を遵守のみならず、無理なシフトの設定等学業に支障をきたすようなトラブルも見受けられるところから、労働基準関係法令の遵守や学生は学業が優先であること、無理な人員配置を控えていただく旨等について、事業主団体に対する文書要請を行う。

○ チラシ・冊子等の作成による周知・啓発（新規）
学生アルバイトに関する具体的な問題事例等や、特に事業主に対し、学生は学業が優先であること、授業や試験期間におけるシフトの設定に配慮いただきたいこと等を示したチラシ・冊子等を作成し、

○ 都道府県労働局長による助言・指導等の実施
（2）周知・啓発など情報発信のさらなる推進
学生アルバイトに関する具体的な問題事例等や、特に事業主に対し、学生は学業が優先であること、授業や試験期間におけるシフトの設定に配慮いただきたいこと等を示したチラシ・冊子等を作成し、

人や大学等におけるアルバイトの労働条件の確認のための利用促進を図る。

等の配布や説明会・研修会等を開催する。

ける相談対応（一部新規）

平成28年3月25日（金）から3月31日（木）まで

○高校生向けアンケート

の実施による実態把握

（新規）

高校生向けアンケートを実施して実態把握を行い今後の対策につなげる。

○高校生に対する労働法教育の充実（新規）

労働法について高校の公民等の授業の中で教えやすく生徒も学びやすいような、教材を含む学習プログラムを作成することを検討。

○「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの全国での実施等（拡充）

28年度は全国規模で広報活動、リーフレットの配布などを重点的に実施する。

また、26年11月に開設した厚生労働省の労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」による情報発信を行うとともに、SNS等を活用し、アルバイトをする前に知つておくべき内容について周知を図る。

○(3)相談への的確な対応

○大学における出張相談（新規）

学生数が多い大学等を中心年に年1回程度（アルバイトキャンペーン期間中）、都道府県労働局による出張相談を実施する。

○労働基準監督署、総合労働相談コーナー等にお

法制度の普及にかかる講師派遣やセミナー等の実施（拡充）

高校、大学等において実施するセミナーや講義等を通じ労働法制の周知を図る。

また、アルバイトに係る問題への窓口機能を強化してもらうべく、各大学等の学生支援部署の職員向けに参考となる冊子

36協定等の臨時受付所を開設します

名古屋北労働基準監督署

名古屋北労働基準監督署では、毎年年度末になると、36協定等の提出により当署窓口が大変混雑し、来署者の皆様に多くなるご迷惑をおかけしているところです。そこで、混雑を緩和するために、タイトルの期間中、当署が入居している名古屋合同庁舎1階に臨時の受付所を設けることとしました。

当受付所において受理できる届出書類は、

①36協定届
②1年単位の変形労働時間制に関する協定届
③就業規則の新規・変更届出です。
ただし、36協定及び就業規則は正を図るよう指導を実施する。

准監督署第1方面（☎052-961-8653）までご連絡下さい。

